

国立大学法人和歌山大学建設コンサルタント選定委員会要項

制 定 平成 9年 7月 7日

最終改正 平成28年 3月25日

(目的及び設置)

第1 国立大学法人和歌山大学における建設工事に係る調査・設計等の業務をプロポーザル方式によって、建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、技術的に最適なものを特定するための調査審議を実施するため、建設コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2 審議事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の設定
- (2) 技術提案書の提出を求める者の選定
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準
- (4) 技術提案書の特定

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 施設整備課長
- (2) 財務課長
- (3) 施設整備課副課長

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、施設整備課長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(事務)

第5 委員会の事務は、施設整備課において処理する。

附 則

この要項は、平成9年7月7日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年8月10日一部改正）

この改正要項は、平成11年8月10日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第104号）

この改正要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1797号）

この改正要項は、平成28年4月1日から施行する。